

浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 35 号

浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例

浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 263 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項を次のように改める。

- 2 職員が部分休業（浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）第 23 条第 1 項に規定する第 1 号部分休業及び同条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する第 2 号部分休業をいう。）、介護休暇（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 45 号）第 16 条第 1 項に規定する休暇をいう。）又は介護時間（浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の 2 第 1 項に規定する休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。